

日之影町農業委員会 第29回総会

開催日時 : 令和5年3月28日(火) 午前9時開会

開催場所 : 役場 町民ホール

出席委員 : 甲斐 幹男 松本 貴美子 穂積 ミサ子 山本 英二
 米田 正 矢通 広信 工藤 昭一 今村 浩二三
 一水 秀樹 桝田 隆盛 甲斐 直 高岡 光美
 中川 今朝久 押方 徹 甲斐 秀人 戸高 和子

欠席委員 : なし

議事日程 : ① 議案第102号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

② 議案第103号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

③ 議案第104号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

④ 議案第105号

「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

⑤ 議案第106号

「農地の利用の最適化の推進に関する指針の修正について」

⑥ 報告第6号

「農地法第3条下限面積の別段面積に関する告示の廃止について」

議長	これから日之影町農業委員会総会を開会します。 本日、お願いします審議は、議事日程のとおりであります。 はじめに、議事録署名委員を指名します。 7番 工藤 昭一 委員、8番 今村 浩二三 委員 お願いします。 それでは、これより審議に入ります。
議長	議案第102号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第102号朗読・説明)
議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。
担当委員	現地については、事務局と3月8日に確認しました。 譲渡人の〇〇さんは93歳、〇〇集落にお住まいです。 譲受人の〇〇さんは43歳、同じく〇〇集落にお住まいで、〇〇をされています。 場所は、〇〇さんの実家の近くおよび国道沿いになります。 今回、〇〇さんの子供たちからの許可をもらって、〇〇をされている孫の〇〇さんに名義を変更することになったようです。 ご審議をお願いします。
議長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。 (質疑なしの声) これで質疑を打ち切ります。 これより採決します。議案第102号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。 ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第102号は、申請のとおり許可することに決定しました。 次に、議案第103号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第103号朗読・説明)
議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。
担当委員	説明いたします。 現地については、事務局と3月10日に確認しました。 譲渡人の〇〇さんは58歳で〇〇集落にお住まいです。元国家公務員で〇〇にいたときに病気をされて今は〇〇集落に帰ってきています。 譲受人の〇〇さんは〇〇さんの双子の弟さんで同じく〇〇集落にお住まいです。 場所は、〇〇さんの自宅の周辺及び〇〇集落入り口、〇〇集落から奥に入ったところ

になります。

今回、〇〇さんが病気で耕作出来なくなったため弟の〇〇さんに名義を変えるようです。

ご審議をお願いします。

議長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

委員

〇〇さんは今、県職員ですが、退職された後はどうするのですか。

担当委員

退職されたら〇〇に戻ってきます。

委員

2人とも独身ですか。

担当委員

独身です。

議長

他に質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第103号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第103号は、申請のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第104号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

本案について、事務局の説明を求めます。

事務局

(議案第104号朗読・説明)

議長

以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員

説明いたします。

現地については、事務局と3月8日に確認しました。

譲渡人の〇〇さんは83歳で〇〇集落にお住まいです。元は〇〇集落に住まわれていました。

譲受人の〇〇さんは〇〇で、現在59歳で〇〇集落にお住まいで、〇〇の中山間の役員をされています。主に水稻を作付けされています。

場所は、〇〇神社の近くになります。

今回、〇〇さん名義の農地だけでなく山林等の名義も変更されるようです。

ご審議をお願いします。

議長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

委員

この農地は土地改良区から除外されているのですか。

事務局 土地改良区に確認しておきます。

議長 他に質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第104号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第104号は、申請のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第105号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第105号朗読・説明)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 説明いたします。
現地については、事務局と3月10日に確認しました。
申請者の〇〇さんは、お母さんと2人暮らしで、現在64歳、〇〇集落にお住まいです。
場所は、〇〇さん宅の下になります。申請地は3年前まで米を栽培していましたが、管理しきれなくなったため、桜を植林する計画に至ったようです。
以上です。ご審議をお願いします。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

議長 桜の種類は何ですか。

担当委員 山桜になります。

議長 前回、桜を植えた後に地目変更は行っているのですか。

事務局 許可が出たあとには、植林の写真と一緒に実績報告を出してもらっています。植林後の地目変更が終わった後の登記の確認もきちんと行っていきます。

議長 他に質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第105号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第105号は、許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、議案106号「農地の利用の最適化の推進に関する指針の修正について」を議題とします。

本案について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第106号について説明します。

令和5年4月1日施行の改正農業委員会法では、農地等の利用の最適化の推進について、農業委員会は「①最適化の推進に関する目標」、「②最適化の推進方法」、「③目標の達成状況の評価の方法」について、すべての農業委員会で定めなければならないこととされております。

日之影町農業委員会では、平成30年3月に「農地の利用の最適化の推進に関する指針」を定めておりますが、改正農業委員会法を踏まえた修正を令和4年度末までに適切に行うよう県より通知がきております。

日之影町農業委員会では、①最適化の推進に関する目標」、「②最適化の推進方法」はすでに策定済なので、「③目標の達成状況の評価の方法」について、追記を行いました。議案第106号の2ページ目、赤文字で記入しています内容で追記を行いたいと考えております。

ご審議お願いします。

以上です。

議長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより、採決します。議案第106号「農地の利用の最適化の推進に関する指針の修正について」は、修正案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第106号は、修正案のとおり承認することに決定しました。

次に、報告第6号「農地法第3条下限面積の別段面積に関する告示の廃止について」を議題とします。

本案について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは報告第6号について説明します。

農地の権利移動等の許可、いわゆる農地法第3条許可にあたっては、農地法第3条第2項第5号に定める、農地取得後の経営農地面積、下限面積要件50アールを、町内の実情に合わせて、平成29年5月25日付けで議案書の最後のページにありますとおり、農地法施行規則第17条の基準に従って下限面積の別段面積として30アールに定めて告示し、運用しています。

このたび、農業基盤強化促進法等が一部改正する法律により、農地法が改正され、農地取得の下限面積要件である農地法第3条第2項第5号が廃止し、令和5年4月1日か

ら施行されることとなりました。

この改正法の施行により、当該別段の面積の告示は効力を失うことから、報告第6号のページのとおりに、令和5年3月28日に告示をして、当該告示を廃止します。

以上です。

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

本案件は、報告事項であるためこれで審議を終了します。

議長

以上で、本日予定しておりました審議は全て終了しました。
第29回の農業委員会総会を終了します。お疲れ様でした
ありがとうございました。